

# 令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」業務委託仕様書

## 1 事業の名称

令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」

## 2 事業の目的

本市では、「若者が活躍するまちづくり」に関する取り組みをさらに推し進めていくために、令和4年度に「仙台市若者のまちづくり活動に関する意識調査」を実施し、結果として、「情報の届け方」が若者をまちづくり活動へと後押しするポイントの1つであることが判明した。

若者※をまちづくりへと巻き込むためには、若者本人が「楽しそう」と感じる情報を若者に届けることが重要と捉え、本事業では「若者の、若者による、若者のための情報を届ける」ため、仙台の若者の嗜好や文化に合わせたコンテンツを発信する既存のWebページやSNS等を媒体として、若者が主体となって同世代をターゲットにした情報の発信に取り組む。また、発信する情報は、若者が本市の施策や若者団体の活動等を取材して得られた「気づき」や「楽しさ」などを取り上げ、若者の瑞々しい感性、目線や言葉で、主に同世代の若者をターゲットに発信することを通して、若者とまちをつなぎ、若者とまちづくり活動への距離感を縮めることで、若者の活躍をさらに推進させること、ひいては仙台に対する愛着が醸成されることを目的とする。

※「若者」とは、概ね18歳から39歳までを指すものとする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

## 4 業務内容

本委託業務において、受注者は、以下に記載する業務を行う。

### (1) 学生チームの編成 等

- ① 取材、記事の作成・編集及び投稿（以下、「取材・記事作成等」という。）を行う大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生またはその一部で構成されたチーム（以下、「学生チーム」という。）を編成すること。
- ② 上記①の学生チームの参加者は発注者が募集することとし、発注者と受注者が協議のうえ参加者を選定する。
- ③ 学生チームの取材・記事作成等は、報酬（実費の弁償に相当するものを除く。）を伴わないものであること。

## (2) 受注者のWebページ等での記事掲載

- ① 学生チームが、本市の施策や若者団体の活動等取材し、作成した記事を、受注者が運営する若者の嗜好や文化に合わせたWebページやSNS等で公開すること。なお、公開する記事の数量は、1か月に1回以上を計3か月程度の期間投稿する。
- ② 学生チームに対し、取材・記事作成等について必要となる助言や進捗管理等の伴走支援を行うこと。
- ③ その他、学生チームによる取材・記事作成等が円滑に行われるように各種サポートを行うこと。
- ④ 記事が下記5(3)に反するものでないか内容を確認するとともに、取材対象者に対して内容の確認を行い、掲載の了解を得ること。
- ⑤ 学生チームの活動(取材等)の内容に応じて、学生チームに必要と思われる保険に加入すること。

## (3) 打ち合わせの開催等

- ① 業務の遂行や、記事作成に関する取材対象、投稿内容等について話し合うため、必要に応じて発注者との打ち合わせの場を月1回程度設けるものとする。
- ② 取材対象や投稿内容打ち合わせには、受注者の他、可能な限り学生も参加することとし、企画段階から学生の意見等を取り入れるものとする。
- ③ 上記(3)①の取材対象について、発注者から受注者に対しExcel等の電子ファイルでの提供も可能とする。

## (4) 受注者Webページ等と本市SNS等とのリンク設定

受注者が運営するWebページやSNS等に、本市が指定するSNSやWebページのリンクを設定し、本市SNS等への誘導を図ること。

## (5) 解析業務

Webページ等に掲載する記事のアクセス数や、本市が指定するSNSやWebページへのリーチ数等のデータ解析を行い、結果について発注者に定期的に報告すること。

## (6) 実施報告書の提出

委託業務完了後は実施報告書を提出すること。なお、本事業の成果や、事業の改善点、今後の課題等を業務報告書※に具体的に記載し、令和6年11月29日(金)までに提出すること。

※ 業務報告書には、事業の画像等を使用し、分かりやすい内容とすること。

## 5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、受注者は発注者に対し随時進捗状況を報告し、十分協議をしながら業務を進めること。
- (2) 発注者との調整により事業の変更等が生じた場合は、それに伴う仕様の変更及び委託料の変更等について発注者と協議すること。
- (3) 本業務に基づいて取材・記事作成等を行う際は、次に掲げる事項を含まないよう十分留意して業務を進めること。
  - ①政治活動を目的とするもの
  - ②事業等の目的を著しく逸脱した商業的行為を目的とするもの
  - ③宗教活動を目的とするもの
  - ④不敬な言い方を含むもの
  - ⑤人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
  - ⑥違法行為または違法行為を煽るもの
  - ⑦著作権、肖像権、商標権等の第三者の権利を侵害するもの
  - ⑧単なるうわさやうわさを助長させるもの
  - ⑨わいせつな内容を含むもの
  - ⑩その他公序良俗に反するもの

## 6 業務委託料の支払い

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は業務の完了が確認された場合、受注者の請求のあった日から30日以内に業務委託料を支払うこととする。

## 7 秘密保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 8 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

## 9 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法その他関係法令等を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務において広報等を行う場合にあつては、市からの受託業務であることを明示すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 受注者は、新型コロナウイルス感染症等の予防のために必要な対策を講じること、併せて、発注者から指示がある場合は指示内容に応じた対策を講じること。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。